

平成28年10月に「日本で最も美しい村」連合に加盟しました。美しい景観やふるさとを守る為、環境づくりに努めましょう。

佐井村家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方

問合せ先
●佐井村役場住民福祉課
38-2111

保存版
平成29年
6月版

ごみ出しのルールを守りましょう！

- 収集日の朝8時までに決められた場所に出しましょう。日曜日・年末年始(12月31日～1月3日)は収集を休みます。
- 村指定のごみ袋に入れて出しましょう。
- 不法投棄や空き缶などのポイ捨て禁止～ごみは定められた場所に排出し、不法投棄は絶対にしないようにお願いします。ごみをみだりに捨てると法律により、処罰されます。

もえるごみ

毎週 [] 曜日



佐井村指定ごみ袋 もえるごみ用(白色/青字)に入れて出してください

【食品類】 ● 生ゴミ(貝殻を含む)十分に水を切る
● 食用油(紙・布等に染み込ませる・凝固剤で固める)

【紙類】 ● 紙類 紙くず・たばこの吸い殻・汚れた新聞紙や雑誌・生理用品など(防水加工のされていない物は、資源ごみで出す。)

● 紙おむつ(汚物はトイレへ流して処理してから)

【木草類】 ● 木くず・落ち葉・雑草・生花・木製のおもちゃ・ござ(できるだけ乾かし、泥を落とす)

【ポリエチレン製品】 ● スーパーの買い物袋・水切り用袋・ラップなど

【プラスチック類】 ● プラスチック製容器(洗剤や化粧品・油やシャンプーの容器などは、使い切った状態で出す)・卵のパック・発砲スチロール・カップ類の容器・ビニール袋・CD・ビデオやカセットテープ・造花・カミソリ(刃は取りはずせる場合は紙や布に包み、もえないごみに出す)など

【皮製品】 ● 皮靴・皮手袋・バック(留め金程度であれば分別は不要です)

【ゴム製品】 ● 長靴・ゴム手袋・ゴム合羽・ボール・ゴムバンドなど

【ビニール製品】 ● ケチャップやマヨネーズなどの容器・ビニールホース・浮き輪など

【繊維類】 ● 衣類・クッション・ぬいぐるみ・雑巾など

衣類リサイクル促進事業…まだ着られる服は、役場住民福祉課にて無料回収しています。詳しくは役場担当までご連絡ください。

もえないごみ

月2回 第2・4 曜日



佐井村指定ごみ袋 もえないごみ用(無色透明/赤字)に入れて出してください

【せともの/ガラス】 ● 茶碗・どんぶり・きゅうす・植木鉢・花びん・鏡・板ガラス・メガネ・コップ(割れた物は紙や布に包んで出す)

【金属類】 ● スプレー缶・ガス缶(使い切った状態で必ず穴を開けて出す)・油缶・調理用具・えんとつ・トタン・傘・工具・スコップなど

【汚泥類】 ● 家庭から出る側溝の泥・砥石・粘土など
※十分に乾燥させてから出す。

透明または半透明の袋に入れて出してください。

【小型家電製品】 ● タブレット・スマートフォン・ノートパソコン・オーディオ機器・ビデオデッキ・ゲーム機・掃除機・時計・ドライヤーなど
※役場住民福祉課にて無料回収しています。詳しくは役場担当までご連絡ください。

資源ごみ①

毎週 [] 曜日



佐井村指定分別コンテナにそれぞれ入れて出してください

佐井村指定分別資源用(水色のコンテナ)に入れて出してください。

【缶類】 ● 異物を取り除き、中を水ですすいでください。(大きさが500ml程度までの飲料や缶詰などの空き缶が対象です。握りつぶす程度の圧縮は構いません) ※油缶やスプレー缶、汚れた缶などはもえないごみです。

佐井村指定分別資源用(オレンジ色のコンテナ)に入れて出してください。

【びん類】 ● 無色・茶色・その他のびんの栓を外して、異物を取り除き、中を水ですすいで出してください。
※ドレッシング類・油や化粧品など汚れが取れないびんはもえないごみです。

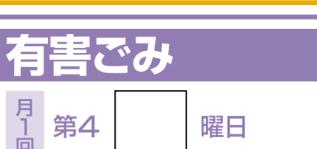
佐井村指定分別資源用(緑色のコンテナ)に入れて出してください。

【ペットボトル】 ● 異物を取り除き、中を水ですすいでください。キャップは外してください。ソースや油、洗剤などの汚れが取れないペットボトルはもえるごみです。
※購入店舗名入りシールやキャンペーンシールは取り除いてから資源ごみに出してください。

【キャップの分類】 ● プラスチック・コルク→もえるごみ ● 金属類→もえないごみ

資源ごみ②

月2回 第2・4 曜日



紙類はそれぞれひもで十字にしぼって出してください

【白色トレイ】 ● 白色トレイのみ重ねて、ひもでしぼって出してください。ラップなど取り除き、水洗いして乾かしてください。色や模様がついたトレイはもえるごみです。

【紙類】 ● 紙類は右のとおり分別し、それぞれひもで十字にしぼって出してください。(防水加工のされていない物(封筒、箱など)は、資源ごみで出してください。)

【紙パック】 ● 中を水ですすぎ、切り開いて乾かし、ひもで十字にしぼって出してください。アルミやビニールがついたものは、もえるごみです。

【雑紙】 ● 金具、ビニール等を取り除き、紙袋に入れ、紙ひも又は紙のガムテープでしぼって出してください。

購入店で引き取ってもらうか、村が定める収集日に出してください。

【電球・蛍光灯】 ● 形状ごとにひもでしぼって出してください。

【乾電池】 ● 水銀が含まれているもの(透明な袋に入れて出してください。)

【体温計(水銀)】 ● 透明な袋に入れて出してください。

【ライター】 ● 使い切った状態で、透明な袋に入れて出してください。

有害ごみ

月1回 第4 曜日



スチール缶
ジュースや缶詰などの缶

中を水ですすく

アルミ缶
ジュースやビールなどの缶

中を水ですすく

無色のガラスびん
飲料、しょうゆ、食品又は調味料などのびん(油びんは除く)

せんをはずし、中を水ですすく

茶色のガラスびん
飲料、しょうゆ、食品又は調味料などのびん(油びんは除く)

せんをはずし、中を水ですすく

その他の色のガラスびん
飲料、しょうゆ、食品又は調味料などのびん(油びんは除く)

せんをはずし、中を水ですすく

一升びん
酒、しょうゆ、酢などのびん(油びんは除く)

せんをはずし、中を水ですすく

ビールびん

せんをはずし、中を水ですすく

ペットボトル
飲料又はしょうゆ用のもの(油や洗剤用のものは除く)

キャップをはずし、中を水ですすく

収集地区名	地区別ごみ収集日程表		資源ごみ① 缶・びん・ペットボトル	資源ごみ② 新聞紙・チラシ・雑誌・雑紙 ダンボール・紙パック・白色トレイ	有害ごみ	粗大ごみ
	もえるごみ	もえないごみ 小型家電製品				
大佐井・矢越・川目	毎週 月・木	毎月 第2・4水	毎週 水	毎月 第2・4火	毎月 第4火	全地区 随時収集 (詳細については下記をご覧ください)
古佐井・原田	毎週 火・金	毎月 第2・4土	毎週 土	毎月 第2・4木	毎月 第4木	
磯谷・長後・福浦・牛滝	毎週 水・土	毎月 第2・4金	毎週 金	毎月 第2・4月	毎月 第4月	

新聞紙

同し大きさにまとめて、ひもでしぼる

雑紙類
雑誌やノートなど

紙袋に入れて、紙ひもでしぼる

ダンボール
ダンボールや紙箱など

紙以外のものは、できるだけ取り除き、箱を開いてひもでしぼる

紙パック
牛乳やジュースなどのもの(アルミを使用したものは除く)

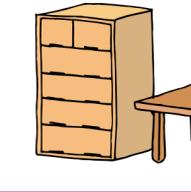
水洗いして、開いてかわかしてから、ひもでしぼる

白色トレイ
鮮魚・精肉・惣菜などを盛りつける白色の発泡スチロール製のトレイ

水洗いして、かわかしてから、ひもでしぼる

粗大ごみ

随時収集



- ① 事前に役場住民福祉課住民係に連絡をしてください。
 - ② 氏名・住所・電話番号及び粗大ごみの種類や大きさをお知らせください。
 - ③ 回収日については、収集業者と相談後、お知らせします。
- 【大型家電製品】 ● ガスレンジ・ストーブ(灯油を抜く)・こたつなど
- 【大型家具】 ● タンス・ベッド・パソコンラック・ソファ・座椅子・椅子など
※ネジが付いている物は解体し、形状ごとにひもでしぼってください。
- 【その他】 ● ジュータン・布団・毛布・タオルケット・カーテン・スノーボード・スキー板・物干し竿・自転車・ゴルフバック・ベビーカーなど
※最長2m未満、作業員2名で持ち運びできる程度の重量のもの。
※袋に入る大きさであっても、ストーブ・ガス台は粗大ごみとして出してください。
※灯油を使うストーブは、灯油を抜いても本体に灯油が残るため、布等で給油口を塞ぎ、しっかり吸わせたくえ、排出してください。

施設への直接搬入する方(アックス・グリーン利用)

「ごみ搬入確認証」を村役場住民福祉課窓口で発行しますので、事前にご連絡ください。確認証がないと搬入はできません。なお、直接搬入される場合は、有料となります。

● 個人の何らかの理由により大量にごみがでるとき
● 引っ越しなどで一時的に大量にごみがでるとき
● 村の収集日まで待てないとき

などの理由から
直接搬入する方は

【処理施設】 アックス・グリーン ※ごみに関するお問合せは村住民福祉課まで
…むつ市大字奥内字今泉66番地(TEL 45-2650)

【利用時間】 月～土曜日(9時～17時) ※休業日以外の祝祭日も利用できます。
【休業日】 日曜日・年末年始(12月31日～1月3日)

【搬入できるごみ】 ①もえるごみ・もえないごみ(透明または半透明の袋に入れる) ②粗大ごみ
※必ず「ごみ搬入確認証」を持参してください。

村では
収集できないもの
アックス・グリーン搬入禁止

- 処理ができないもの 危険物・有害物 産業廃棄物
- 自動車解体ごみ・医療廃棄物・化学薬品・火薬・揮発油類・消火器・ガスボンベ・バッテリー・タイヤ・ホイール・エンジン積載物・漁業系ごみ(プロペラ・おもりなど鉛を含んでいるもの)・家電リサイクル対象品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン)・パソコン・コンクリート廃材・石膏製品・大型ごみ(1m×1m×2m以上)など

家電リサイクル

【対象品】 エアコン、テレビ(プラズマ・液晶テレビ)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機

● 家電リサイクル対象品を処分する際は、販売店に引き取ってもらうか、一般廃棄物処理業者に収集を依頼してください。なお、リサイクル料金は、大きさやメーカーによって異なります。

家庭用パソコンリサイクル

● ご家庭で使われなくなったパソコンはメーカーが回収し、リサイクルを行っています。

【対象となる機器】
デスクトップパソコン本体・ノートブックパソコン・CRTディスプレイ一体型パソコン・CRTディスプレイ・液晶ディスプレイ・液晶ディスプレイ一体型パソコン・購入時の標準添付品(マウス・キーボード・スピーカーケーブルなど)も一緒に回収されます。プリンタ、ワークステーション、サーバ、ゲーム機、取扱説明書、CD-ROMなどは対象外です。

○回収のお申し込みは、廃棄するパソコンメーカーのホームページから行ってください。インターネット以外の申し込み方法については、各メーカーにお問合せください。
回収するメーカーがないパソコン(自作パソコンなど)は、「パソコン3R推進協会」が有償で回収・再資源化します。
～詳しくは～ <http://www.pc3r.jp/index.html> (パソコン3R推進協会)

*空欄にお住まいの地区の収集曜日を記入してお使いください。

*収集曜日は毎月、村民カレンダーに掲載していますのでご確認ください。